

令和6年9月12日（木曜日）

令和6年度南三陸町議会9月会議会議録

（第6日目）

令和6年度南三陸町議会9月会議会議録第6号

令和6年9月12日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（12名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
12番	菅原辰雄君	13番	星喜美男君

欠席議員（1名）

11番 三浦清人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町 民 稅 務 課 長	高 橋 伸 彦 君
保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長	菅 原 義 明 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 觀 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会計管理者兼会計課長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	山 内 徳 雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君
代表監査委員	横 山 孝 明 君
監査委員事務局長	佐 藤 正 文 君
選挙管理委員会事務局書記長	千 葉 啓 君
農業委員会事務局長	遠 藤 和 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
主 事	小 野 真 里

議事日程 第6号

- 令和6年9月12日（木曜日） 午後2時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議員及川幸子君に対する懲罰の件
 - 第 4 認定第1号 令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 認定第2号 令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 6 認定第3号 令和5年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 7 認定第4号 令和5年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 8 認定第5号 令和5年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 9 認定第6号 令和5年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
第10 認定第7号 令和5年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について
第11 認定第8号 令和5年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
第12 認定第9号 令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
て
第13 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午後2時00分 開議

○議長（星 喜美男君） 決算審査特別委員会、大変御苦労さまでございました。

これから本会議のほうもどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。欠席議員、11番三浦清人君となっております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付しておりますとおり、懲罰特別委員長及び令和5年度決算審査特別委員長よりそれぞれ委員会審査報告書が提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議員及川幸子君に対する懲罰の件

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議員及川幸子君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、及川幸子君の退場を求めます。及川幸子君。

〔8番 及川幸子君 退場〕

○議長（星 喜美男君） 本件について、懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長後藤伸太郎君。

○懲罰特別委員長（後藤伸太郎君） それでは、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された「議員及川幸子君に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により別紙戒告文案を添え、報告します。

1. 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2. 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法135条第1項第1号による公開の議場における戒告。

3. 理由

及川幸子議員は、令和6年度南三陸町議会9月会議において、9月5日の一般質問の際、通告した質問内容と無関係な内容を発言し、当該発言に対する議長の発言の制止を無視し、発言を続けました。

懲罰の適否の審査においては、通告した質問内容と無関係の発言が南三陸町議会会議規則第51条第1項で規定する「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」に反するものか審査を行いました。委員の意見には、当該発言は一般質問の本題に入るための一般的な枕詞的なものとして受け止められるという意見もありましたが、及川幸子議員からの聞き取り調査において、本人から「一般質問の受理に対する議長への不服の気持ちを述べた」という真意を確認したことから、発言に至った動機も含めて会議規則第51条第1項に反するもの、すなわち同規則第99条の「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」という規定に反しているものとして決定いたしました。

また、議長の発言の制止を無視して発言を続けた行為については、及川幸子議員からその際の真意を確認したところ、発言の制止を認識しているながらも自身の主張を通すために発言を続けたことが確認できたため、地方自治法第129条の規定による議長の秩序保持権を侵害した、会議規則第99条に反するものとして決定いたしました。

その後、これらの結果を基に懲罰を科すことの適否を協議し、懲罰を科すべきではないとの意見もありましたが、採決により懲罰を科すこととして決定いたしました。

次に、科すべき懲罰の種類の審査においては、陳謝の懲罰を科すべきとの意見と、戒告の懲罰を科すべきとの意見がありましたが、重ねての協議により意見の一一致を図ることで、戒告の懲罰を科すべきとの意見で一致し、採決の結果、戒告の懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、戒告文案においては、本議会における初めての懲罰処分であることを鑑み、一般的な戒告文案により、協議の上、戒告文を決定いたしました。

特別委員会としての決定については以上のとおりであります。委員各位がどのような思いで導き出した結論なのかお話しさせていただきます。どこにも原稿はないですよ。

懲罰を科す理由は、南三陸町議会会議規則第99条「議員は議会の品位を重んじなければならない」という規定に反した言動があったからであります。

では、議会議員が重んじなければならない議会の品位とは何でしょうか。辞書を引けば、品位とは「人や物事に備わっている気高さ、上品さ」とあります。

議会は言論の府であることから、品位とは言論に関してのことでありましょう。議会における言論は自由で闊達であるべきです。様々な視点を確保するための二元代表制であり、議会制民主主義です。

しかし、自由だからこそ守らなければならない規律があります。自由に議論をすべきだからこそ、尊重しなければならないマナーがあります。それこそが議会の品位です。規律やマナーを守ることが気高さの表れであります。言いたい放題ではない、何を言ってもいいわけではない、それは自由ではなく、ただの無秩序であります。

人は、時として自分が逸脱してしまっていることに気がつかないこともあります。そのとき、いさめてくれる人物、忠告してくれる人物の言葉にはしっかりと耳を傾けなければなりません。なぜなら、議員の仕事の一番大切なことは、決めること、議決することだからです。それは、選ぶこと、選択することと言ってもいいでしょう。是か非か、熟慮の上に決断し、町の未来を選択する1票を投じることが我々に負託された責任であります。

その際、肝腎なのは話すことよりも聞くことです。自分の選択が間違っていないか、見落としている部分はないか、多くの人の声を聞くことです。持論を曲げず、信念を貫くと言えば聞こえはいいでしょうが、頑迷に自らの意見を変えないことは果たして議会議員としての美德であります。 「違う」「そうじゃない」「改めなさい」という声に素直に耳を傾げずして、誰もが喜ぶ町の未来を選択することができ得るでしょうか。

そのことに考え至ったとき、今回、及川議員が議長の制止を聞かずに質問の内容と無関係の議題外にわたる発言を続けたことは、猛省してもらわなければなりません。議題外にわたる発言をしたことも問題ですが、制止を聞かずに発言をやめなかつた点に大きな問題があります。南三陸町会議規則第51条第1項「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならない」ということの意味をもう一度よくかみ砕いて反すうし、及川議員が傷つけてしまった議会の品位を取り戻すべく励んでもらいたいと思います。

懲罰動議は初めてのことですが、これまでにも及川議員は複数回厳重注意を受けています。これまでの注意に対してそれを真摯に受け止め、反省をしてくださっていれば今回の懲罰動議の提出という事態に至ることは、きっとありませんでした。注意されたことをまずは素直に受け止めていただきたい。注意してくる周囲が悪いと考える前に、一度立ち止まって、自分に非があるのかもしれない内省してください。今回の件で得をした人は一人もいません。

かかる事態はなぜ起きたのか考えてください。議場にいる人間は、常に誰かのために言葉を発しています。自分が正しいことを証明するために我々はここにいるのではありません。

今回の懲罰で及川議員がその態度をいささかでも改めてくれることを切に願います。

これをもちまして、議員及川幸子君に対する懲罰の件についての委員長報告を終わります。

○議長（星 喜美男君） これから質疑を行います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これから及川幸子君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、委員会起草による戒告文により、及川幸子君に戒告の懲罰を科すことです。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。したがって、及川幸子君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

及川幸子君の入場を求めます。

〔8番 及川幸子君 入場〕

○議長（星 喜美男君） ただいまの議決に基づいて、これから及川幸子君に懲罰の宣告を行います。

及川幸子君に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読します。及川幸子君の起立を命じます。

〔8番 及川幸子君 起立〕

○議長（星 喜美男君） 戒告文。

及川幸子君は、9月5日の会議における一般質問での発言中、不穏な言動を取り、議会の品位を失墜させた。このことは、議員の職分に鑑み、誠に残念である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和6年9月12日、南三陸町議会。

及川議員には、今後もしっかりと猛省をして言動に気をつけてください。

及川幸子君、着席してください。

[8番 及川幸子君 着席]

○議長（星 喜美男君） 以上で及川幸子君に対する懲罰の件を終わります。

- 日程第 4 認定第1号 令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第2号 令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第3号 令和5年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第4号 令和5年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第5号 令和5年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第6号 令和5年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 令和5年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 令和5年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、認定第1号令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第9号令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、お諮りいたします。以上9案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、9案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

お諮りいたします。本9案については、既に提出者の説明及び質疑が終了しております。また、令和5年度決算審査特別委員会の委員長報告書が提出されております。

お諮りいたします。本9案についての委員長の報告並びにこれに対する質疑は、議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、これを省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告並びにこれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより認定第1号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定する

ことに決定いたしました。

次に、認定第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度南三陸町議会9月会議を終了いたします。

ここで、町長より挨拶がありましたらお願ひいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、9月会議の閉会に当たりまして、私から議員の皆さん方に御礼を一言申し上げさせていただきたいと思います。

9月3日に開会をいたしました9月会議、今会議に提出をさせていただきました全議案、議員の皆さん方に慎重な御審議をいただいて、全て認定、可決をいただきました。心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

引き続き町としてもしっかりとこれからも行政運営を取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆さん方の御支援と御協力を賜りますようにお願いを申し上げたいと思います。

2つほど、うれしい話題といいますか、1つは、先日、しおかぜ葡萄の販売会が開催されました。昨年の11月に大粒ぶどう協議会というのが、農家の皆さん11軒ぐらいだと思いますが、結成をいたしまして、その第1回の販売会がさんさん商店街で行われましたが、新聞あるいはテレビ等で報道いただいた関係もございまして、朝早くから大変たくさんの方が長蛇の列でございました。完売でございました。まさしく南三陸町のこれからブドウが一つの特

産になるのではないかと、そういう夢を抱かせるような販売会だったのではないかなどと思っておりますし、あわせて、これまで化石のいろいろな取組をしていただいている町民の方々がいらっしゃいますが、うれしいことに、新しく発見された化石に我が町民の名前が命名されたということは非常に誇り高いと思っております。これからそういう活動を町としてもバックアップしていきたいと思っておりますので、議員の皆さん方もぜひバックアップをお願い申し上げたいと思っております。

9月21日から秋の交通安全運動がスタートをいたします。20日には、前の日なんですが、出動式が行われまして、交通関係の皆さん方にお集まりいただきて、事故のない週間にしようとということで、皆さんと決起大会みたいなのをやるわけでございますが、なぜこの話をするかというと、交通死亡事故ゼロが10年と4か月を迎えようとしております。

まさしく10年前といいますと震災から3年目であります。道路は非常に、何というんですか、道路と言えないような道路がありましたし、そこにたくさんの工事車両が走っていました。

そういう中から10年間にわたって交通死亡事故ゼロが継続してきたということは、町民の皆さんをはじめ交通関係の皆さん方の御尽力のたまものだと思いますので、これからも引き続き交通事故のない、安全安心なまちづくりを皆さん方と一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きの御協力を賜りますようにお願いを申し上げたいと思います。

本当に今定例議会、大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

実質8日間にわたっての本会議、そして決算審査特別委員会と、大変御苦労さまでございました。

令和6年9月会議、南三陸町議会の歴史に残る議会となったものと思っております。旧志津川町議会でも旧歌津町議会でも聞いたことのない懲罰を科すという非常に残念な事態となりました。

事の発端は一般質問にありました。ポイントは2つあったと思います。まず、なぜ締切り時間を決めているのかの理解と、なぜ修正なしで通告受理できる質問ができるのか、この2つだと思っております。どうかもう一度ゼロから勉強し直して、今日からでもいいです、次回の一般質問の準備を始めていただきまして、修正なしで受け付けられる一般質問を出していただきたいと思います。

この際、はっきり申し上げますが、今後は締切り時間まで完成しない質問は一切受け付けませんので、よろしくお願ひをいたします。

長期間にわたって大変御苦労さまでございました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時25分 散会